

中小企業が使える！

ポストコロナに向けた 経済対策・税制 ガイド

〈令和2年度第3次補正予算対応版〉

補助金・助成金等

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 事業再構築補助金 | 2 |
| 2 | 中小企業生産性革命推進事業の補助金（特別枠の改編） | 4 |
| 3 | 事業承継・引継ぎ補助金 | 6 |
| 4 | サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 | 7 |
| 5 | 緊急事態宣言の再発令に伴う経済産業省の支援措置 | 8 |
| 6 | 雇用調整助成金（特例措置の延長） | 10 |
| 7 | 産業雇用安定助成金 | 11 |
| 8 | 資金繰り支援 | 12 |

税制措置

| | | |
|----|-------------------|----|
| 9 | 欠損金の繰戻し還付 | 14 |
| 10 | 令和3年度税制改正（中小企業関連） | 15 |

1

事業再構築補助金

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金です。

●要件

| | |
|---|---|
| ① | 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して 10%以上減少 している中小企業等。 |
| ② | 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって 事業再構築に取り組む中小企業等。 |
| ③ | 補助事業終了後3～5年で 付加価値額の年率平均3%（一部5%）以上増加 、又は 従業員1人当たり付加価値額の年率平均3%（一部5%）以上増加 の達成。 |

●補助額・補助率（中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様）

| | | 補助額 | 補助率 |
|------|------|----------------------|---------------|
| 中小企業 | 通常枠 | 100万円以上 6,000万円以下 | $\frac{2}{3}$ |
| | 卒業枠※ | 6,000万円超 1億円以下 | $\frac{2}{3}$ |

※ 卒業枠については、400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

| | | 補助額 | 補助率 |
|------|-----------------|----------------------|---|
| 中堅企業 | 通常枠 | 100万円以上 8,000万円以下 | $\frac{1}{2}$ （4,000万円超は $\frac{1}{3}$ ） |
| | グローバル V字回復枠※ | 8,000万円超 1億円以下 | $\frac{1}{2}$ |

※ グローバルV字回復枠については、100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- 直前6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- 補助事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員1人当たり付加価値額の年率5%以上増加を達成すること。
- グローバル展開を果たす事業であること。

【緊急事態宣言特別枠】 上記の①～③の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外・移動の自粛等により影響を受けたことにより、**令和3年1～3月**のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で**30%以上減少**している場合は、特別枠があります（9ページ参照）。

●活用のイメージ

| | | |
|--|---|--|
| <p>飲食業</p> <p>喫茶店経営</p> <p>→飲食スペースを縮小し、新たに<u>コーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売</u>を実施。</p> | <p>飲食業</p> <p>居酒屋経営</p> <p>→<u>オンライン専用の注文サービス</u>を新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。</p> | <p>飲食業</p> <p>レストラン経営</p> <p>→店舗の一部を改修し、新たに<u>ドライブイン形式での食事のテイクアウト販売</u>を実施。</p> |
| <p>飲食業</p> <p>弁当販売</p> <p>→新規に<u>高齢者向けの食事宅配事業</u>を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。</p> | <p>小売業</p> <p>衣服販売業</p> <p>→衣料品の<u>ネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業</u>に業態を転換。</p> | <p>小売業</p> <p>ガソリン販売</p> <p>→新規に<u>フィットネスジムの運営</u>を開始。地域の健康増進ニーズに対応。</p> |
| <p>サービス業</p> <p>ヨガ教室</p> <p>→室内での密を回避するため、新たに<u>オンライン形式でのヨガ教室の運営</u>を開始。</p> | <p>サービス業</p> <p>高齢者向けデイサービス</p> <p>→一部事業を他社に譲渡。<u>病院向けの給食、事務等の受託サービス</u>を新規に開始。</p> | <p>製造業</p> <p>半導体製造装置部品製造</p> <p>→半導体製造装置の技術に応用した<u>洋上風力設備の部品製造</u>を新たに開始。</p> |
| <p>運輸業</p> <p>タクシー事業</p> <p>→新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、<u>食料等の宅配サービス</u>を開始。</p> | <p>製造業</p> <p>航空機部品製造</p> <p>→<u>ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業</u>を新規に立上げ。</p> | <p>製造業</p> <p>伝統工芸品製造</p> <p>→百貨店などでの売上が激減。<u>ECサイト（オンライン上）での販売</u>を開始。</p> |
| <p>食品製造業</p> <p>和菓子製造・販売</p> <p>→和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに<u>化粧品</u>の製造・販売を開始。</p> | <p>建設業</p> <p>土木造成・造園</p> <p>→自社所有の土地を活用して<u>オートキャンプ場を整備</u>し、観光事業に新規参入。</p> | <p>情報処理業</p> <p>画像処理サービス</p> <p>→映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに<u>医療向けの診断サービス</u>を開始。</p> |
| <p>補助対象経費の例</p> <p>建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>【注】 補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。</p> | | |

（注1） 公募開始・公募要領の発表は3月となる見込みです。

（注2） 経済産業省のjGrants（電子申請システム）での申請受付が予定されています。GビズIDプライムの発行に2～3週間要する場合がありますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。

→<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

（注3） 詳しくは、経済産業省ホームページ「事業再構築補助金」をご覧ください。

→https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyو_saikoutiku/index.html



2

中小企業生産性革命推進事業の補助金（特別枠の改編）

新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度第1次・第2次補正で措置された特別枠が新特別枠（**低感染リスク型ビジネス枠**）に改編されます。

●低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容

| | 補助上限・補助率 | |
|---------------------------|--|-----------------------------------|
| | 通常枠 | 低感染リスク型ビジネス枠 |
| ものづくり補助金 (設備導入、システム構築) | 1,000万円・ $\frac{1}{2}$ (小規模 $\frac{2}{3}$) | 1,000万円・ $\frac{2}{3}$ → 下記①参照 |
| 持続化補助金 (販路開拓等) | 50万円・ $\frac{2}{3}$ | 100万円・ $\frac{3}{4}$ → 下記②参照 |
| IT導入補助金 (IT導入) | 450万円・ $\frac{1}{2}$ | 450万円・ $\frac{2}{3}$ → 下記③参照 |

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

補助額100万円～1,000万円。対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等が支援されます。

② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

補助上限100万円。小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組が支援され、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援されます。また、補助対象経費のうち $\frac{1}{4}$ を上限として感染防止対策が支援されます。

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

補助額30万円～450万円（テレワーク対応類型は補助上限150万円）。複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入について支援されます。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取組が支援されます。

【緊急事態宣言の再発令に伴う特別措置】 緊急事態宣言の再発令によって**令和3年1～3月**のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で**30%以上減少**している場合→感染防止対策費を補助金総額の **$\frac{1}{2}$ 以内（最大50万円）**に引上げ（9ページ参照）

●活用のイメージ

具体的な制度活用のイメージは、次のとおりです。

ものづくり補助金

通常枠

- 複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発。
- 「食べられるクッキー生地のコピーカップ」の製造機械を新たに導入。

低感染リスクビジネス枠

- AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換。

持続化補助金

通常枠

- 宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。
- 飲食業がそば粉の前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する機械を一新。

低感染リスクビジネス枠

- 飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。
 - 旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施。
- ※ 感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみで対象となる。

IT導入補助金

通常枠

- 経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
- 労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。

低感染リスクビジネス枠

- 顧客対応や決済業務における顧客と従業員の間の接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「遠隔注文ツール」、「キャッシュレス決済ツール」、「会計管理ツール」の同時導入。

(注) ものづくり補助金と持続化補助金は、経済産業省のjGrants（電子申請システム）での申請受付が予定されています。GビズIDプライムの発行には2～3週間ほど時間がかかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。<https://www.jgrants-portal.go.jp/>



生産性革命推進事業全体に関するお問い合わせ先

中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業コールセンター

メール：seisanseikakumei@smrj.go.jp

(注) 可能な限りメールによることとされています。電話：03-6837-5929